

北海道サイクルルート連携協議会アドバイザー会議 規約

令和元年11月22日  
 改正 令和6年7月25日  
 改正 令和7年12月8日

(名称)

第1条 本会は、「北海道サイクルルート連携協議会アドバイザー会議」（以下、「アドバイザー会議」という）と称する。

(目的)

第2条 アドバイザー会議は、「北海道のサイクルツーリズム推進方針」に基づく取組について広範に助言を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 アドバイザー会議は、別表の委員で構成する。  
 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
 3 委員の追加・変更は、「北海道サイクルルート連携協議会」（以下、「連携協議会」という）の議決によるものとする。

(会長)

第4条 アドバイザー会議に会長をおくものとする。  
 2 会長は、アドバイザー会議の中から互選により充てる。  
 3 会長は、アドバイザー会議の議長となり、議事の円滑な進行に当たる。  
 4 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
 5 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(アドバイザー会議の運営)

第5条 アドバイザー会議は、「連携協議会」の要請に基づいて開催する。  
 2 アドバイザー会議の運営に必要な準備は事務局が行うものとする。  
 3 事務局は、北海道開発局及び北海道に置くものとする。

(その他)

第6条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度「連携協議会」において、協議し定めるものとする。

また、本規約の改正等は、「連携協議会」の議決をもって行うこととする。

(付則)

1. 本規約は、令和元年11月22日から施行する。

(別表)

北海道サイクルルート連携協議会アドバイザー会議

委員名簿

かとう きょうこ 加藤 京子	一般社団法人 自転車協会 理事
たかはし きよし ○高橋 清	北見工業大学 地域未来デザイン工学科 教授
はぎわら とおる 萩原 亨	一般財団法人 北海道道路管理技術センター 顧問  (北海道大学 名誉教授)
みやうち しのぶ 宮内 忍	NPO法人日本風景街道コミュニティ サイクルツーリズム  研究委員会 顧問(元サイクルスポーツ編集長)
やい てつお 屋井 鉄雄	東京科学大学 特任教授・名誉教授  一般財団法人運輸総合研究所 所長
よしい としお 吉井 稔雄	北海道大学公共政策大学院 公共政策学連携研究部  教授

(○: 会長)  
(敬称略)  
(五十音順)